

(は じ め に)

公 共 用 地 の 取 得 等 に 伴 う 補 償 事 務 に 従 事 す
る 者 は 、 常 に 厳 正 ・ 公 平 な 立 場 で 業 務 を 遂 行
す る こ と が 求 め ら れ て い る 。 い や し く も 外 部
か ら の 不 当 要 求 や 圧 力 に 屈 し な い 使 命 感 と 高
い 倫 理 観 を 保 持 し て 、 権 利 者 に 対 応 す る こ と
が 求 め ら れ て い る こ と を 認 識 す る 必 要 が あ る 。

1 . 不 正 防 止 対 策 に つ い て の 取 り 組 み
職 員 一 人 一 人 が 、 法 律 及 び 補 償 基 準 等 の 規
範 と な る 法 令 を 遵 守 し 、 ま た 各 起 業 者 の 用 地
事 務 取 扱 規 定 や 各 通 達 等 を 十 分 に 理 解 し 、 毅
然 と し た 理 念 を 念 頭 に 行 動 し な け れ ば な ら な
い 。 ま た 、 組 織 に お い て も 日 常 の 業 務 に お い
て 、 倫 理 観 を 含 め た 取 り 組 み が 必 要 で あ る 。

(1) 組 織 全 体 と し て の 取 り 組 み
業 務 の 報 告 の 徹 底 、 警 察 と の 連 携 強 化 、 職
員 の 意 識 啓 発 、 所 属 に お け る 研 修 実 施 。

(2) 多 段 階 チェックシステム の 確 立 、 徹 底 、 強
化

補 償 金 額 提 示 ルール の 確 立 及 び 遵 守 、 チェ
ック シート の 徹 底 、 検 査 及 び 監 査 の 強 化 、 第
三 者 チェック の 確 立 及 び 徹 底 。

(3) 不 当 要 求 を 抑 制 す る 取 り 組 み
道 路 区 域 制 度 の 活 用 、 用 地 取 得 直 前 行 為 の
詳 細 調 査 な ど 。

(4) 情 報 公 表 に よ る 透 明 性 向 上 の 取 り 組 み

取 得 土 地 単 価 の 範 囲 の 公 表 。

(5) 土 地 収 用 制 度 の 積 極 的 な 活 用
土 地 収 用 法 に 基 づ く 事 業 認 定 の 適 期 申 請 を

積極的に活用する。

(6) 不当要求に対する警察、弁護士会等との連携強化

警察、弁護士会等の関係機関と早めの相談等を行い、緊密な連携を図る。

(7) 危機管理マニュアルの作成

組織としての対応として、危機管理マニュアルを作成する。事前に職員へ周知することも重要である。

(8) 危機管理マニュアルに基づく庁舎等の施設整備

危機管理マニュアルに基づき、庁舎の監視カメラ等の設置、会議等の対応場所の録画設備、非常通報設備等の設置を実施。

2. その他

特に用地補償に関する不当要求の行政対象暴力に対しては、担当職員のみならず、組織として法令を遵守し、警察をはじめとする関係機関の協力を得て、その排除を行うことが重要である。

(20 字 × 30 行 = 600 字 / 頁)

(※ 事務局において誤字等一部修正)